

## 警備業法第 14 条 (警備員の制限)

1. 18 歳未満の者
2. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 禁固以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
4. 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に 関し警備業の要件に関する規則第 1 条各号に掲げる行為をした者
5. 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第 2 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為 を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
7. アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
8. 神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者